

「伊賀市プレミアム付商品券」取扱店募集要項

消費税・地方消費税率引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えを目的とした、伊賀市プレミアム付商品券(以下「商品券」という)を発行いたしますので、事前の登録をぜひお願いいたします。

○具体的内容

令和元年10月1日から令和2年2月29日の5ヶ月間有効の商品券を発行し、利用者はあらかじめ事前に登録された市内事業所でその商品券を使用し、商品、サービス、役務等の提供を受ける。

○取扱店の参加資格

伊賀市で事業を行う事業所であること。

○登録受付場所

上野商工会議所、または 伊賀市商工会本所・支所

○登録受付期間

令和元年6月25日(火)から7月31日(水)一次締め切り

(※締切以後の申込はチラシ等に掲載されませんが随時受付致します。)

午前9時から午後5時(土日祝日は除く、平日のみ、但し 島ヶ原支所は月水金曜日のみ)

○取扱店の登録方法並びに誓約書

1店舗あたり1申込書並びに誓約書に必要事項を記入し、申し込みください。

取扱店になろうとする事業所は、誓約書に署名捺印をし、不正な取り扱いを行わない旨誓約しなければならない。

○商品券の種類

商品券の種類は、1種類で1枚 額面500円の商品券。

○対象外となる商品、サービス、役務等

・不動産や金融商品 ・たばこ ・金券やプリペイドカードなど換金性の高いもの ・風俗営業等 ・国税や地方税の支払 ・その他伊賀市プレミアム付商品券事業実行委員会が、商品券の利用対象として適当と認めないもの。

○商品券の取扱い

商品券は現金と引換え出来ません。また、おつりは渡さないでください。

○取扱店ポスターの明示

取扱店に登録された店は、取扱店である旨のポスター(大型店3枚、それ以外は2枚)を消費者がよくわかる場所に貼って下さい。

追加でポスターが必要な場合は、ご連絡下さい。

○換金方法

取扱店は、商品券を換金する場合、商品券裏面の取扱店欄に必ず店名を記入あるいは押印して、1週間分をまとめて、申込書で事前に届け出た金融機関に商品券を持参し、金融機関の指定に従い、換金してください。（取扱枚数が多い場合は、金融機関にご相談ください。）

取扱店名の記入あるいは押印がない商品券は換金が出来できません。

利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の責務とします。

○換金期間

取扱店は、商品券を換金する場合、令和2年3月6日までに申込書に記入した金融機関で手続きをして下さい。

期限を経過して商品券を一切換金することは出来ません。

○取扱店取り消しと損害賠償

取扱店において不正な行為が判明した場合は、直ちに取扱店の資格を停止します。なお、その場合はその内容を公表します。

また、伊賀市プレミアム付商品券事業実行委員会は、その不正な行為により損害が生じた場合は損害の賠償請求を行います。

【お問合せ先】

伊賀市プレミアム付商品券事業実行委員会

事務局 上野商工会議所 Tel0595-21-0527

事務局 伊賀市商工会 Tel0595-45-2210(本所・伊賀支所)

Tel0595-43-0014(阿山支所)

Tel0595-47-0321(大山田支所)

Tel0595-59-2010(島ヶ原支所)

Tel0595-52-0438(青山支所)

「伊賀市プレミアム付商品券」取扱店登録申込書(1店舗あたり)

申請日	年 月 日		
商店名 (事業所名)	広告等の案内に掲載する商店名が違う場合は、屋号のみご記入ください。 【 】		
代表者名 (管内事業所責任者)			⑩
所在地	〒 伊賀市		
電話等	TEL		FAX
	Email		
主要取扱品名			
業種	小売業 小売業以外()		
指定金融機関名 伊賀市内に店舗が有る 金融機関に限る。 取扱出来る金融機関については 実行委員会事務局へ お問い合わせ下さい。	銀行 信用金庫/支店名 農協	店	
	口座名義人		
	預金種別	普通 当座	
	口座番号		

この申込書並びに誓約書で得た個人情報、本事業の目的以外のことには使用いたしません。

(以下記入不要)

決済					処理	
交付コード番号						
登録日	年 月 日					

「伊賀市プレミアム付商品券」事業 誓約書

年 月 日

伊賀市プレミアム付商品券事業実行委員会 御中

(事務局:上野商工会議所・伊賀市商工会)

〒

住 所

事業所名

代表者名(管内事業所責任者名)

印

「伊賀市プレミアム付商品券」事業の主旨に賛同し、取扱いに関しては、「伊賀市プレミアム付商品券」取扱店募集要項ならびに法令遵守の精神を持って不正な行為を行わないことを誓約いたします。

また、誓約したにもかかわらず不正な行為を行った場合は、「伊賀市プレミアム付商品券」取扱店募集要項等に定める、取扱店の取消し並びにその内容の公表については異議を申し立ていたしません。

(不正な行為の例)

- 商品などの提供をしないで商品券のみを換金する
- 登録の際虚偽の申請を行う
- その他伊賀市プレミアム付商品券事業実行委員会が不正であると判断した行為

など